

〈やまぎん〉WEB申込受付サービス利用規定

1. (契約の成立)

〈やまぎん〉WEB申込受付サービス（以下、「本サービス」といいます）の利用者（以下、「お客さま」といいます）は、本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。お客さまは、後記 3. の条件を満たした口座により本サービスを利用できるものとします。

2. (サービス内容)

本サービスは、お客さまが、パーソナルコンピュータ・携帯電話（スマートフォン）等からインターネットを通じて、山形銀行（以下「当行」といいます）ホームページにおける住所変更サービス等（以下「各種サービス」といいます）の申込みを受付けるサービスです。

3. (利用申込)

- (1) 本サービスの利用申込に際しては、お客さまの口座（以下、「認証口座」といいます）のキャッシュカード暗証番号等を本サービスにより入力いただき、事前に届出いただいた内容との一致を確認することでお客さまご本人からの申込として取扱います。
- (2) 認証口座のキャッシュカードの暗証番号を当行所定の回数以上誤ってキャッシュカードが利用不可となっている等の場合、利用申込はできません。
- (3) 利用申込にあたり、前記（1）に定める所定事項を誤って当行所定の回数以上連続して入力した場合（誤り回数は、当行所定のサービスでの誤り回数と合算します。）は、当行は認証口座における当日の利用申込は停止するものとします。なお、翌日以降、利用申込の停止は自動的に解除されますが、キャッシュカードの暗証番号相違を起因とした利用申込停止については自動解除されないため、窓口での利用停止解除のお手続きが必要となります。

4. (認証口座)

- (1) 本サービスの認証口座は、「キャッシュカード」「ICキャッシュカード」「各種ハイブリッドカード」（以下、「キャッシュカード等」といいます）を発行済の個人名義の普通預金口座（総合口座取引の普通預金口座を含みます）に限るものとし、各種お取引の制限設定がされていない口座が対象となります。
- (2) 法人、個人事業主、屋号名義の口座は対象外とします。

5. (サービス利用可能時間)

お客さまの本サービス利用可能時間は、次の時間内とします。ただし、当行はこの利用時間をお客さまに事前の通知をすることなく変更する場合があります。また、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であってもお客さまに連絡することなく利用を一時停止または中止することがあります。

- (1) 平日 : 7:00～23:00
- (2) 土日祝日 : 8:00～21:00

6. (免責事項)

(1) 通信手段の障害等

当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話不通等の通信手段の障害等により取扱いが遅延・不能となった場合、そのために生じた損害については、当行では責任を負いません。

(2) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さまのパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 不正使用等

当行が前記 2. によりお客さまの本人確認および依頼内容の確認を適正に行った場合は、パスワード等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) リスクの承諾

お客さまは、当行が提供するホームページ等に記載されている当行所定のセキュリティ対策、盗聴等の不正利用対策、および本人確認手段について理解し、リスクの内容を承諾のうえ本サービスの利用を行うものとし、これらの処置にもかかわらず盗聴等の不正使用があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (規定等の準用)

本規定に定めのない事項については、認証口座にかかる各種預金規定、キャッシュカード規定等により取扱います。なお、各種サービス等の受付ならびに取扱いについては、当該サービス等における規定の定めによるものとします。

8. (成年後見人等の届出)

(1) お客さまは、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な当行所定の事項を書面によって、当行に届出るものとします。

また、お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出るものとします。

(2) お客さまは、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合は、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によって、当行に届出るものとします。

(3) お客さまは、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合も、前記(1)および(2)と同様、当行に届出るものとします。

9. (反社会的勢力の排除)

(1) お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、および将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他各号に準ずる行為

(3) 当行は、お客さまが前記(1)、(2)に違反した場合、何ら催告することなく、利用を停止できるものとします。

(4) 当行が前記(3)により利用停止したことにより、お客さまに損害が生じた場合、お客さまは当行に何ら請求を行わないものとします。

10. (個人情報の取扱い)

当行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、「プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）」のとおり、お客さまの個人情報を適切に取扱います。

1 1. (責任制限)

本サービスの利用に伴いお客さまに生じた損害についての当行の責任は、当行の故意または重過失による場合で、かつ直接の通常損害の範囲に限られます。

1 2. (準拠法・合意管轄)

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

(2021年6月28日現在)